

# 日本女子大学

## 鳥類実験施設飼養・保管マニュアル

平成21年8月22日制定

2024年12月1日改訂

本マニュアルは、「日本女子大学 動物実験施設飼養・保管マニュアル」（以下基本マニュアル）1-7. に基づき、基本マニュアルの6、8、10、24、28、29、30について、鳥類実験施設の利用について別途定めたものである。

### 6. 鳥類実験動物の検疫

- 6-1. 研究教育機関等から購入・譲渡される動物については検査機関の発行する微生物検査証ないし飼育実態調査報告書の確認をもって、搬入を許可する\*。
- 6-2. 業者（ペットショップなど）等から入手する場合は、獣医師の指導の下で検疫飼育を行った鳥に限り、検査機関の発行する微生物検査証の確認をもって、搬入を許可する。検査項目については別途定める。
- 6-3. 微生物モニタリング検査は下記の要領で行う。
  - 6-3-1. 鳥類実験施設内にモニター動物を配置し、1年間飼育した後、微生物検査を行う。
  - 6-3-2. その検査項目については別途定める。
  - 6-3-3. 検査結果については、動物実験委員会に報告する。\*但し、購入・譲渡される動物は「家畜伝染病予防法」対象動物以外であること。

### 8. 鳥類用飼料および飲水

- 8-1. 鳥の飼料については実験実施者が購入・準備し、鳥に与えること。
- 8-2. 飼料の保管は、鳥類実験施設内指定の棚において動物実験実施者の責任で行うこと。
- 8-3. 飼育装置に適した方式により、鳥に飲水を与えること。

### 10. 実験実施者による飼養の方法

- 10-1. 鳥の生理、生態、習性等に応じ、適切に飼育を行う。
- 10-2. 施設指定の場所に設定された、清浄飼育器具・器材類を利用すること。
- 10-3. ケージは原則として週1回の頻度で床敷を交換し、月1回の頻度で清浄ケージに交換すること。
- 10-4. 実験実施者は使用済みの汚染飼育器具・器材類を鳥類実験施設内所定の洗浄場所で洗浄し、乾燥させ消毒を行い、鳥類実験施設内所定の保管場所に置いておくこと。

### 24. 鳥の脱出およびその防止

- 24-1. ケージから鳥を出し入れする必要があるときは、必ず、扉を閉め内側から施錠すること。鳥がケージから脱出した場合は、捕虫網を利用するなどして捕まえる。

### 28. 飼育器材の洗浄

- 28-1. 飼育器材の洗浄は原則として、水道水に浸漬した上で行う。
- 28-2. 洗浄済み飼育器材は洗浄場所横の乾燥棚に置き乾燥させる。
- 28-3. 飼育器材の消毒には、人獣共通感染症の病原体を考慮した消毒剤（オウム病クラミジアは両性界面活性剤もしくはヨウ素剤；その他の病原体—鳥インフルエンザ、サルモネラ、カンピロバクター、クリプトコックス—は消毒用アルコール）を使用する。

### 29. 衛生管理およびクリーニング

- 29-1. 飼育室用長靴は月1回洗浄し、乾燥・消毒を行う。
- 29-2. 飼育室を使用した度毎に必ず、掃除機または箒で清掃を行う。週1回、飼育室の床を洗浄剤でモップがけする。

29-3. 原則として飼養保管が終了した後に（保管期間が長期になる場合は3か月毎に）飼育室の大掃除と消毒を行う。

29-4. 空調設備のフィルターを、夏季は週1回、冬季は2週間に1回掃除する。

### 30. 入室の方法（日本女子大学動物実験施設）

30-1. 鳥飼育を行う場合、専用の作業衣、マスク、キャップ、手袋（いずれもディスポーザブル）、および保護メガネを装着し、専用の長靴に履き替えてから作業を行う。

30-2. 人獣共通感染症の病原体感染（飼育動物および人への感染）を予防するため、前室には消毒用アルコール液と両性界面活性剤を常設し、入退室時に全身、手指および長靴裏の消毒を行う。